

議事の取扱い等について（案）

総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会系統ワーキンググループの議事の取扱い等については、以下によりものとする。

1. 本ワーキンググループは、原則として公開する。
2. 配布資料は、原則として公開する。
3. 議事要旨については、原則として会議終了後 1 週間以内に作成し、公開する。
4. 議事録については、原則として会議終了後 1 ヶ月以内に作成し、公開する。
5. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。

※ 非公開とすべき情報の例

- ・公開することにより、一般電気事業者以外の第三者の正当な利益を害するおそれがある情報
(例：第三者が非公開を前提として一般電気事業者と契約した契約書の内容等)
- ・公開することにより、一般電気事業者の業務遂行が困難になる情報又は供給コストが増加するおそれがある情報、保安上問題のある情報
(例：一般電気事業者が守秘義務を課されている情報、公開することにより一般電気事業者が調達等の契約交渉上不利益となるものについての情報、公開ことにより保安上大きな障害が生ずる情報等)
- ・その他公開することにより、法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、並びに本ワーキンググループにおける率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報として特に座長が認めるもの。